

勧告等措置区分（台風等対策）

湾外避難等（大阪湾・紀伊水道）

対象海域

海上交通安全法適用海域のうち明石海峡大橋、大鳴門橋及び紀伊日ノ御埼灯台から蒲生田岬灯台に引いた線に囲まれた海域及び港則法適用港。

対象船舶

対象船舶は以下のとおり。ただし、内航定期旅客船、内航 RORO 船等の定期航路を運航する内航船舶及び限定近海以下を航行する内航船舶は除く。

- ・長さ 160 メートル以上の自動車運搬専用船、コンテナ船、ガスタンカー及びタンカー
- ・長さ 200 メートル以上の客船・フェリー及び貨物船
- ・総トン数 5 万トン以上の危険物船（液化ガス船を除く。）
- ・総トン数 2 万 5 千トン以上の液化ガス船

勧告内容

- （１） 大阪湾・紀伊水道（港則法適用港を含む）に在る対象船舶は、十分な時間的余裕をもって台風の影響の少ない大阪湾・紀伊水道の海域外へ避難すること。
ただし、台風の影響の少ない海域で安全に避泊・避航（ちちゅう、低速航走等を含む。以下同じ）することができる船舶は除く。
- （２） 大阪湾・紀伊水道に入域しようとする対象船舶は、入域を回避すること。
ただし、入域後、台風の影響の少ない大阪湾・紀伊水道の海域で安全に避泊・避航することができる船舶、又は十分な時間的余裕をもって台風の影響の少ない大阪湾・紀伊水道の海域外へ避難する船舶は除く。
- （３） 大阪湾・紀伊水道の海域に在泊する船舶のうち、安全に避難できる海域に避難しようとする船舶は、十分な時間的余裕をもって避難を開始すること。